

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

鈴木 惠

目次

- 一、はじめに
- 二、「前・以前」のヨミ
- 三、諸資料における否定辞を伴う「サキ」
- 四、『平安遺文』における「前・以前」
 - I 構文からのアプローチ
 - II 「無仰以前」の分布
- 五、むしろに代えて——否定辞を伴う「ホカ」——

一、はじめに

筆者は、ここ数年來形式名詞を和化漢文の語彙・語法・文体などの解明に繋がる重要な手掛かりとして位置づけ、主として和化漢文・正格漢文・和文・和漢混淆文諸資料における所用の形式名詞の種類と出現率、及び意味用法の消長に着目し、通時的・共時的に分析・検討を加えて卑見を述べてきたのであるが、その中心は「アヒダ」「トキ」「ホド」の三語についてであって、「サキ」「ツイデ」「ノチ」については意味用法が大幅に異なることを主な理由として、これまで

詳細に論ずる機会がなかった。ただ、従前の調査の過程で、否定辞を伴う用法を有する時の形式名詞「アヒダ」「ウチ」「コロ」「サキ」「トキ」「ノチ」「ホド」「マ」「ヲリ」九語のうち、否定辞を伴う割合が格段に高いのが「サキ」であるという知見を得た。例えば、大部な『今昔物語集』をサンプルにするならば、「アヒダ」全八四一例中一七例(二・〇%)、「トキ」全八〇〇例中一九例(二・四%)、「ノチ」全五一六例中一例(〇・二%)、「ホド」全二九九例中五〇例(三・八%)であるのに対して、「サキ」は全三〇例中二七例(九〇%)なのである。語によって母数に多寡があるものの、その割合の較差には看過しがたいものがある。よって、ここに改めて時の形式名詞「サキ(前・先)」「イゼン(以前)」を含む⁽¹⁾を取り上げ、とりわけ和化漢文・正格漢文資料における使用状況の分析を通して、和化漢文における否定辞を伴う「以前」の特殊性について憶説を述べてみることにした。この問題一つをとっても、本来ならば否定辞と総ての時の形式名詞との関係を捉え直す必要があるが、またその用意もしてきたのであるが、あまりにも煩瑣に亘る論述と大幅な紙幅の増加とを勘案した結果、今般はやむを得ずかかる極めて限定的な取り上げ方をした次第である。

なお、否定辞を伴う「サキ」については、早くから諸氏によって注目され種々論じられて来た⁽²⁾。この構文が、先行する語の動作性を否定辞によって打ち消し、その動作を行わないことを明示しながら、更に「サキ」を承接させることによつてそれよりも時間的に前であることを表しているという、論理性から言えば一瞥して極めて非論理的な構文だからである。しかし、そのほとんどは標題に「できない前」「しない前」「焼けない前」などと示されるように、主として所謂現代語の否定辞「ナイ」と形式名詞「マエ」との関係を説明せんとするものであつて、折角『萬葉集』『源氏物語』やロドリゲス『日本大文典』に同様の構文が看取されることを指摘しながら、結果的には現代語に偏った取り上げ方に終始しているように思われる。この点、柏原司郎氏の「焼けない前」と「焼けぬ先」と⁽³⁾は、この問題を初めて古典の世界で通時的に解明しようと試みた、示唆に富む労作と云うことができる。が、「マヘ(マエ)」と「サキ」との意味用法上の相補関係に注目した関係上、取り扱う時代は必然的に中・近世が中心となり、中古以前の様相や漢文系資料の状況に

ついで、正格漢文について全く言及されなかつたことに顯著に示されるように、尚不十分と言わざるを得ない。否定辞「ズ」「ナイ」と「サキ」「マへ（マエ）」とが連動する構文が、いつ如何なる要因で成立したのかという問題も、確かに興味惹かれるところではあるが、これはかなり後世的なものと考へ本稿では一切触れていない。管見によれば、鎌倉時代以前においては原則として「サキ」は時間的意味用法を、「マへ」は空間的意味用法を担っていたのが一般であつて、少なくとも否定辞を伴う「マへ」の確例は全く看取されないからである。ちなみに、新瀉大学教育学部卒業生稲垣加奈子の考察によれば、「ナイ」と「マへ」との組合せは、江戸初期の『雑兵物語』に唯一の例が拾われるもののこれは孤例であつて、その後は長く管見に入らず、近代に至つて文学の世界における言文一致が確立し始めた明治三〇年代の末頃、文豪夏目漱石あたりから現れ出づるものの如くである。⁽⁵⁾

二、「前・以前」のヨミ

ところで、『前田本色葉字類抄』（下巻・サ・辞字門）に、「サキ」の全九字中第二位（第一位は「先」）に合点付きにて登載される「前」字については、次例の如き訓点資料の加用例や、

①未^イ終^ラ之前^キ・有^ア夢^{ユメ}・見^{ミル}下^下衍^入名^名・朱^{ミル}衣^{ミル}螺^{ミル}髪^{ミル}・鬢^{アテ}（去^去）垂^{タリ}於^ニ背^背・二^二童^童侍^侍（平^平）之^之・昇^テ空^空（去^去）而^而西^西北^北高^高逃^逃上^上

（東大寺図書館蔵華嚴經伝記、巻一・一七九行）

第三節にて詳述する、和化漢文・正格漢文・和文・和漢混淆文の諸資料に看取される否定辞を伴う構文に徴して、「サキ」と訓ぜられることは疑いなく、よつて和化漢文資料に見られる否定辞「未」字を伴う「未——前」「未——先」構文は、何れも「イマダ——ザル——サキ」（又はイマダ——ヌ——サキ）の如くに訓まれていたものと察せられる。

一方「以前」は、既に上代資料の『古事記』⁽⁶⁾『風土記』に看取されるが、

②是伊耶那美神未^未神避^{神避}以前^{以前}所^所生^生。（古事記、上巻・一〇七行〈割注〉）

③乃、到_レ因達神山、遣_二其子_一汲_レ水、未_レ還以前、即發船遁去。(播磨国風土記、饒磨郡)

平安初期資料の『東大寺諷誦文稿』の加点例より、

④未_レ聞法以前如夜 聞_ル法以後如晝 未_レ聞法以前如醉 聞_ル法以後如醒サメ(三六三行)

古くは「前」「先」字同様に、二合して「サキ」と訓まれていたものと思われる。ここに、形式名詞「サキ」の分析に「以前」をも含めた理由がある。ただ、後世にあつては、

⑤故四月已_レ前・七月已_レ後・堅_一平_一氷_一平_一積_一入_一雪_一入_一島_一去_一皓_一上_一彌_一布_一 (華嚴經伝記、卷一・三六三行)

のように、二合して「サキ」と訓読(訓合符あり)する例も僅かに拾われるのであるが、大略は、

⑥是以_レ前有_二七七處_一八_一會_一・今_二七七處_一九_一會_一 (同、卷一・六五行)

の如くに、音読(音合符あり)して「イゼン」と読まれたものと推測される。和文資料ではあるが、次に掲げた漢字表記例(用例⑦)と平仮名表記例(用例⑧)との対照によつても、音読「イゼン」を確認することができるのではないだろうか。

⑦この四月みあれの日よりてをのはじめ(し)て、来年の二月以前につくりいださゞ覽をば、(梅澤本榮華物語、卷一・一八丁)

⑧このとは、やがて八月よりてをのはじめせさせ給ひて、らいねんの四月いぜんにつくりいづべきよしおほせたまひて、(同卷二・二七丁)

従つて、和化漢文資料に見られる否定辞「未」字を伴う「未——以前」構文は、古くは「未——前」「未——先」同様に「イマダーザル——イゼン」(又はイマダーヌ——サキ)と訓まれていたのであるが、遅くとも平安後期以降においては「イマダーザル——イゼン」(又はイマダーヌ——イゼン)の如くに、「未——前」構文とは区別された読みが付与されていたものと考えられる。(特に断らなかつたが、かかる構文における「サキ」「イゼン」の直後には、助詞「ニ」を読み添えるケースが

殆どであることを付記しておく。

なお、日中の語学書を繕いてみるに、「以」字については、清の劉淇『助字辨略』に「此以字、語助、不為義也。」(巻三)とあり、方毅『詞詮』に「陪從連詞 下接『往』『來』『上』『下』『東』『西』『南』『北』諸字。」(巻七)と説明されているのであるが、両書に「以前」に関する記述は全く見当たらない。唯一、本邦江戸時代の三好似山『廣益助語辭集例』に「以前」「已前」が看取されたが、漢籍の用例を一例ずつ掲載しているに過ぎない。

また、『日本靈異記』訓釈に「以来(コノカタ)」「以還(コノカタ)」とあり、『前田本色葉字類抄』に「以往(イワウ・アナタ・イニシヘ・サキツカタ)」「以来(イライ・コノカタ)」「以降(イカウ・コノカタ)」「以還(コノカタ)」、『觀智院本類聚名義抄』に「以往(アナタ・イニシヘ・ラツカタ)」「已往(サキ)」「以後(ノチ)」「以上(カムツカタ)」「以下(シモツカタ)」とあるように、古字書等の記載の中に、いくつかの「以」字を前接する熟字を見出すことができるのであるが、肝心の「以前」については全く登載されていない。「以来」「以降」などと比して、常套句的に使用されることが殆どない(後述)。「以前」については、やはり特別な注意が払われることもなかったのである。

三、諸資料における否定辞を伴う「サキ」

そこで、まず諸資料における否定辞を伴う「サキ」(「イゼン」を含む)の出現状況を概観すべく、和化漢文資料として『古事記』『日本書紀』『風土記』『続日本紀』『日本靈異記』『令集解』『貞信公記』『将門記』『尾張国解文』『御堂閑白記』『高山寺本古往来』『注好選』の一二資料、正格漢文資料として『晏氏春秋』『淮南子』『燕丹子』『儀礼』『公羊伝』『孝經』『孔子家語』『吳越春秋』『穀梁伝』『爾雅』『史記』『周礼』『春秋左伝』『說苑』『山海経』『戦国策』『白虎通』『文子』『穆天子伝』『孟子』『毛詩』『文選』『礼記』『呂氏春秋』『論語』の漢籍二五資料と、『華嚴経伝記』『大慈恩寺三蔵法師伝』『妙法蓮華経』の仏書三資料、和文資料として『萬葉集』『竹取物語』『土左日記』『伊勢物語』『多武峯少将物語』『落

窪物語』『平仲物語』『蜻蛉日記』『大和物語』『和泉式部日記』『枕草子』『堤中納言物語』『更級日記』『篁物語』とはずがたり』の一五資料、和漢混淆文資料として『法華百座聞書抄』『古本説話集』『打聞集』『三教指帰注』『明恵上人夢記』『方丈記』『発心集』『宇治拾遺物語』『宝物集』『保元物語』『平治物語』『却癡忘記』『正法眼蔵隨聞記』『十訓抄』『光言句義釈聴集記』『歎異抄』『観智院本三宝絵』『覚一本平家物語』『義経記』と『今昔物語集』の二〇資料を取り上げて用例を採取し、分析を行った。抽出の基準・方法は旧稿とほぼ同じである。すなわち、「ズ(アラズ)・ナシなど否定辞の連体形+「之」+形式名詞+(助詞ニ・ハ・ニハ・主語に立たないハなど)「(助字「之」や助詞「ニ」の有無、助詞の種類は特に問わない)の構文にして、必ず連用修飾句を構成するものであつて、形式名詞から用言や「以」字に返読する構文に用いられているものは除外した。その結果は、〈表Ⅰ〉から〈表Ⅴ〉までの、五つの表に示したとおりである。『今昔物語集』については、巻毎の状況を明示するために、他の和漢混淆文資料〈表Ⅳ〉とは別仕立ての表とした。その際、「前」「先」「以前」「サキ」「さき」など表記が異なるものも、とりあえず総て「サキ」としてまとめて示し、その内部を構文・表記別にパターン化して表示することとした。なお、表中それぞれの枠内には、最上部に右述の条件に叶う「サキ」の全用例数、否定辞を伴う用例が存するものについては、直下に構文・表記のパターンとその用例数を掲げた。括弧で括つた数値は、「サキ」の全用例数に占める否定辞を伴う用例数の割合を、百分率によつて示したものである。また、当該資料に「以前(已前)」が看取される場合には、如何なる意味用法であつても、枠の最下部にその用例数を示した。例えば、『古事記』の場合は「サキ」が一例存し、その一例は否定辞「未」を伴つて「未——以前」の構文で用いられていること、「サキ」の否定辞を伴う割合は一〇〇%、また「以前」は全部で八例拾われるものの、右述の一例を除いて先の条件には適合していないことを表している。

これらによつて、次の諸点が判明した。

(1) 和化漢文における「サキ」は、『尾張国解文』を除く一一資料に拾われ、このうち『日本靈異記』『将門記』の二資料に拾われ、このうち「サキ」について

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

＜表Ⅰ＞和化漢文における用法

	古事記	日本書紀	風土記	続日本紀	日本霊異記	令集解	貞信公記	将門記	尾張國
サキ	1(100%) 未-以前1	5(20%) 未-先1	2(50%) 未-以前1	6(16.7%) 未-以前1	3(0%)	118(42.4%) 未-以前20 未-以前30	12(41.7%) 未-前4 未-以前1	4(0%)	0
	以前8	以前5	以前1 已前1	以前35 已前23	以前2	以前152 已前1	以前7	以前4	以前1

- ※1、「日本書紀」には、他に構文が異なるもの(1例)がある。
- 2、各資料・各欄最上部のアラビア数字は、当該資料における当該形式名詞の全用例数である。
- 3、「サキ」最下部には、当該資料の「以前」「已前」の全用例数を示した。

＜表Ⅱ＞正格漢文における用法

	周礼	史記	戰国策	說苑	吳越春秋	文選	三蔵法師伝	華嚴経伝記
サキ	0	12(8.3%) 未-前1	0	3(33.3%) 未-前1	0	2(50%) 未-前1	7(28.6%) 未-前2	2(50%) 未-前1
	以前2	以前7	以前2	以前0	以前2	以前3	已前2	以前1

- ※1、「晏氏春秋」「淮南子」「燕丹子」「儀礼」「公羊伝」「孝経」「孔子家語」「穀梁伝」「爾雅」「春秋左伝」「山海経」「白虎通」「文字」「穆天子伝」「孟子」「毛詩」「礼記」「呂氏春秋」「論語」の漢籍19資料と、「妙法蓮華経」には用例なし。
- 2、<表Ⅰ>注2,3に同じ。

＜表Ⅲ＞和文における用法

	萬葉集	竹取物語	土左日記	伊勢物語	多武峯少将物語	落窪物語	平中物語	蛸蛤日記	大和物語
サキ	2(100%) 不-前1 不-先1	0	1(100%) ず-さき1	0	0 ※	6(100%) ず-さき6※	2(100%) ず-さき2	1(100%) ず-さき1※	2(100%) ず-さき2

- ※1、「多武峯少将物語」の「サキ」-歌謡中に構文が異なる例(1例)あり。
- 2、「落窪物語」の「サキ」-会話文末例・心中思惟文末例2例あり。
- 3、「蛸蛤日記」の「サキ」-心中思惟文末例1例あり。
- 4、「和泉式部日記」の「サキ」-構文が異なる例(1例)あり。
- 5、「枕草子」の「サキ」-会話文末例1例あり。
- 6、「堤中納言物語」の「サキ」-会話文末例・心中思惟文末例3例あり。
- 7、「更級日記」の「サキ」-構文が異なる例(1例)あり。

＜表Ⅳ＞和漢混濁文における用法

	法華百座問答抄	古本説話集	打聞集	三教指帰注	明恵上人夢記	方丈記	発心集	宇治拾遺物語	宝物集	保元物語
サキ	2(0%)	0 ※	1(100%) ズ-先1	1(100%) 未-ズ-先1	1(100%) 未-以前1※	0	5(40%) ず-さき1 ず-先1	6(100%) ず-さき5 いまだ-ず-さき1	0	4(50%) ず-さき ず-先1
					以前1					

- ※1、「古本説話集」の「サキ」-構文が異なる例(1例)あり。
- 2、「明恵上人夢記」の「サキ」-「イゼン」か、この1例は文末用法。

＜表Ⅴ＞今昔物語集における用法

	巻1	2	3	4	5	小計	6	7	9	10	小計	11	12	13	14	15	16	17	19	20	小計	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
サキ	2	0	1	1	2	6(100%)	0	0	3	1	4(100%)	0	1	0	1	0	1	0	2	0	5(60%)	0	0	0	5	2	1	2	2	1	2
未-不-前	1	1	1	1	4		2	2				1					1				2			2							
不-前					1		1	1	2								1				1			3	2	1	2	2	1	2	
ズ-前	1				1																										

解文	御堂関白記	高山寺本古往来	注好選
	8(37.5%) 未-前3	4(100%) 未-以前1 無-以前2 無-以前1	3(66.7%) 未-前2
	以前11	以前4	以前0

和泉式部日記	枕草子	堤中納言物語	更級日記	産物語	とはずがたり
2(50%) ず-さき1※	3(100%) ず-さき2※ ず-先1	8(100%) ず-さき7 いまだ-ず-さき7※	0 ※	0	7(100%) ず-さき5 いまだ-ず-さき1 まだ-ず-さき1

語	平治物語	却緣忘記	正法眼藏聞記	十訓抄	光言句義釋疑集記	歎異抄	観智院本三宝絵	覺一本平家物語	義経記
1	0	0	3(100%) 未-前1 未-先1 不-先1	9(88.9%) イマダ-ズ-サキ4 イマダ-ズ-前2 ズ-サキ1 ズ-前1	1(100%) ズ-サキ1	1(100%) ズ-サキ1	3(33.3%) ズ-サキ1	13(53.8%) いまだ-ず-さき1 ず-さき3 ず-先3	17(58.8%) ず-先9 ず-さき1

小計	合計
15(100%)	30(93.3%)
2	10
13	17
	1

料を除く九資料から否定辞を伴う用法が看取された。この用法の「サキ」全体に占める割合は、『古事記』(二〇〇%)、『高山寺本古往来』(二〇〇%)、『注好選』(六六・七%)において高く、『日本書紀』(二二〇%)、『続日本紀』(一六・七%)において低いようである。『風土記』(五〇%)、『令集解』(四二・四%)、『貞信公記』(四一・七%)、『御堂関白記』(三七・五%)は中間的数値を示している。正格漢文的な性格が強い資料には、否定辞を伴う「サキ」が認められないか、あるいは極めて低率であることが知られる。「以前(已前)」は『注好選』を除く一一資料に看取された。所用の構文は、所謂再読字である「未」と「以前」とが連動する「未——以前」構文が中心を成し、次いで「未」と「前」とが連動する「未——前」構文が広く行われ、「未」と「先」とが連動する「未——先」構文が上代資料の『日本書紀』に、「無(无)」と「以前」とが連動する「無(无)——以前」構文が院政時代の『高山寺本古往来』に認められた。

(2) 正格漢文における「サキ」は、調査した二八資料中『史記』『説苑』『文選』『三藏法師伝』『華嚴経伝記』の五資料を除き、実に二三資料から全く看取されなかった。この五資料においても、「未——前」構文がそれぞれ一、二例拾われるに過ぎないので、否定辞を伴う「サキ」は正格漢文では概して一般的な用法ではなかったものと思われる。ただ、五資料の内訳について見ると、漢籍系資料が二五資料中の三資料(二%)、仏典系資料が三資料中の二資料(六六・七%)であって、漢籍系資料においては極めて僅少であるのに対して、仏典系資料では(現時点では調査資料が不足するもの)和化漢文資料(七五%)に匹敵する確率で発見されることが判明した。想像の域を出ないことではあるが、『史記』『説苑』以外は比較の後代の資料であるので、かかる構文はもともと中国語文には確固として存在していたものとは考えられず、あるいは南北朝時代あたりから仏典の漢訳などに際して生じた、比較的新しい語法ではないかと予想される。細部については爾後の検討課題としたい。否定辞を伴う用法の「サキ」全体に占める割合は、『文選』(五〇%)、『華嚴経伝記』(五〇%)、『説苑』(三三・三%)、『三藏法師伝』(二八・六%)、『史記』(八・

三%)であつて、『史記』を除けば中間的數値を示している。「以前(已前)」は、『周礼』『史記』『戦国策』『呉越春秋』『文選』『三藏法師伝』『華嚴経伝記』の七資料に認められたものの、その他の二一資料には皆無であつた。この語も亦正格漢文では一般的な用語ではなかつたものの如くである。なお、「未——前」構文が看取された五資料総てに「以前(已前)」が使用されるにも関わらず、「未」字と「以前」とが連動する構文が全く認められないことよりすれば、和化漢文に多用される「未——前」構文は、少なくとも正格漢文から直接出たものではなく、主として仏典系正格漢文の「未——前」構文に倣つて案出された、和化漢文独自の構文である可能性が高い。従つて、

〔高山寺本古往来〕に看取された「無(无)——以前」構文が、和化漢文独自のものであることは言うを俟たない。和文においては、一五資料中『竹取物語』『伊勢物語』『多武峯少将物語』『更級日記』『篁物語』の五資料を除く、

(3) 一〇資料において「サキ」が看取された。否定辞を伴う用法については、「いまだ——さき」「まだ——さき」「不——前」「不——先」「ず——先」「ず——さき」の如き六種類のパターンが、「サキ」の看取される一〇資料総てに認められた。しかも、この用法の「サキ」全体に占める割合は、『和泉式部日記』(五〇%)以外は総て一〇〇%であつた。〔表Ⅲ〕の注1・4・7に示したように、否定辞「ズ」と「サキ」とが連動しながら、連用修飾句を構成しないなどの理由によつて例外とした用例を加算すると、五〇%の割合とした『和泉式部日記』も一〇〇%となり、別に『多武峯少将物語』『更級日記』も亦、一〇〇%の資料として計上できるのである。換言すれば、和文資料における「サキ」は必ず否定辞「ズ」を伴う形で用いられるのである。従つて、『萬葉集』に「何為^{ナニニシユ}命^{ノミコト} 継^{ツギキム} 吾妹^{ワガイモ} 不^{ザル}恋前^{コヒサキニ} 死^{シノブ}物^{モノ}」(卷一一・三三七番)や「辱尾忍^{ハダラシシ} 辱尾黙^{ハダラシシ} 無^{ナク}事^{コトモ} 物不^{モノズ}言先丹^{イハサキニ} 我者将^{ワレハナシ} 依^{ヨリ}」(卷一六・三七九五番)の如く、否定辞を伴う「サキ」が認められて以来、和文においてはその後とも言わば満遍なく拾われるわけであるから、日本語文の中に非論理性を孕むかかる構文が、もともと存在していたことが窺い知られるのである。なお、和文においても、和化漢文や正格漢文に用いられる「未——前」構文に直接すると見られ

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

る「いまだ—ず—さき」構文が、平安後期以降の『堤中納言物語』『とはずがたり』に認められ、これが正に再読字「未」の再読訓法「イマダ—ズ」が一般化する時期に当たることから考える⁽⁷⁾と、ここに和文資料への漢文訓読語の影響(間接的か)を指摘することができるようである。あるいは、上代において正格漢文の「未—前」構文を訓読する過程で、『萬葉集』の「不—前」「不—先」構文や、和文資料の「ず—さき」構文が発生したのではないかと考えることも強ちに否定できないが、もし仮にしかりとすれば、『萬葉集』に「未—前」構文が拾われたり、和文資料に否定辞を伴わない「いまだ—さき」の如き構文が看取されてしかるべきであろうと考える。従って、やはり日本語文には元來否定辞を伴う「サキ」が存在しており、和化漢文において(正格漢文の「未—前」構文を参看しつつ)新たに「未—以前」「無—以前」などの構文を案出しやすい土壌が、既にして醸成されていたものと見るべきである。

(4) 和漢混淆文においては、全二〇資料中『古本説話集』『方丈記』『宝物集』『平治物語』『却癡忘記』の五資料を除く一五資料に「サキ」が看取された。否定辞を伴う用法は、多様な表記形態も手伝って「未—以前」「未—前」「未—先」「未—不—前」「未—ズ—先」「イマダ—ズ—前」「イマダ—ズ—サキ」「いまだ—ず—さき」「不—前」「不—先」「ズ—前」「ズ—先」「ズ—サキ」「ず—さき」の如き、実に一五種類のパターンが『法華百座聞書抄』以外の一四資料において認められた。否定辞を伴う用法の「サキ」全体に占める割合は、『打聞集』『三教指帰注』『明恵上人夢記』『宇治拾遺物語』『正法眼藏隨聞記』『光言句義釈聽集記』『歎異抄』の七資料が和文資料同様一〇〇%を占め、次いで『今昔物語集』(九三・三%)『十訓抄』(八八・九%)において高率であった。『義経記』(五八・八%)『覚一本平家物語』(五三・八%)『保元物語』(五〇%)『発心集』(四〇%)は、中間的数値を示している。なお、⁽⁸⁾表IVの注1に示した例外として処理した用例を加算すると、『古本説話集』も一〇〇%の割合となる。以上を要するに、和漢混淆文資料には漢文系の「未—前」構文と和文系の「ず—さ

き」構文とが二つながらに存し、正に和漢の混淆する様相を看て取ることができるのであるが、『今昔物語集』のかかる構文における「未」字を前接する割合を部立て毎に比較してみると、天竺部（六六・七％）震旦部（五〇％）本朝仏法部（六六・七％）であるのに対して、本朝世俗部は一三・三％であることに顯著に示されるように、否定辞「未」もしくは「イマダ——ズ」の呼応は、比較的漢文訓読や和化漢文の影響が色濃いと目される資料に見受けられるようである。就中、和化漢文においてのみ看取される「未——以前」構文が『明恵上人夢記』に一例拾われるのは、当資料、ひいては和漢混淆文資料と和化漢文資料との、語彙・語法・文体的な関係の近さと深さを如実に物語るものである。

四、『平安遺文』における「前・以前」

I 構文からのアプローチ

ところで、前節においては、和化漢文における否定辞を伴う「サキ」は、和化漢文にしか看取されず、従って和化漢文独自の構文として認めることができた「未——以前」構文が中心ではあるものの、一方で正格漢文に存する「未——前」構文も少なからず用いられることが確認された。

そこで、次にサンプリング調査によって「未——以前」「未——前」「無——以前」三種の構文を拾うことができた『平安遺文』を取り上げ、「前」と「以前」「未——前」と「未——以前」の用法上の相違について、主として構文からのアプローチによって考えてみたい。ただ、前節までの調査においては、既述の如くかなり厳密なハードルを設けて形式名詞の抽出を行ったのであるが、本節においてはできるだけ多くの事例に基づいて分析する意図に立ち、これまでは例外として捨象した連用修飾句を構成しないものや、形式名詞から用言や「以」字に返読するものなどについても、これを取り上げることとした。「以前五箇條起請如件」の如くに、古文書類（勅や太政官符など）において、事書の次行の書き

〈表VI〉構文から見た「前」「以前」

		单 字 型								
	一已前 一以前	無 一前	不 一之 前	不 一前	未 一之 先	未 一之 前	未 一前	一之 前 一前	前・以前	
	1 93	1	2	1	3	7	3	1 4		
自 一 以後	一之 以後 一已後 一以後						從 一 後 一之 後	從 一 後 自 一 之 後 自 一 後 一之 後	後・以後	
128	1 11 291						1 1 4 1 738 64			
自 一 以降	一之 以降 一已降 一以降								以降	
49	4 4 63									
自 一 以来	一已来 一以来							自 一 来	以来	
34	6 69							2		
	一以還								以還	
	1									
自 一 以往	一以往								以往	
7	76									

※「自今以後」「自今已後」「從今以後」「自爾以降」「從爾以降」「自爾以來」は、すべて直前に掲げる構文の内数。

熟 字 型									
未 _二 以前	5	以後—以前	2	以後—以往	3	以後—以往	7	以後—以往	3
未 _二 「之」以前	1	從 _二 已後	1	以降—以往	1	以來—以往	1	於 _二 以往	1
不 _二 以前	9	※從今以後	4	以後—以往	7	以來—以往	1		
不 _二 「之」以前	2	從 _二 以後	6	以後—以往	7	以來—以往	1		
無 _二 以前	4	※自今以後	9	以後—以往	7	以來—以往	1		
無 _二 「之」以前	1	自 _二 已後	9	以後—以往	7	以來—以往	1		
※その他		從 _二 以後	6	以後—以往	7	以來—以往	1		
以前219・已前	2	※自爾以降	120	以後—以往	7	以來—以往	1		
		自 _二 「之」以降	3	以後—以往	7	以來—以往	1		
		從 _二 已來	2	以後—以往	7	以來—以往	1		
		從 _二 以來	8	以後—以往	7	以來—以往	1		
		自 _二 已來	2	以後—以往	7	以來—以往	1		
		※自爾以來	16	以後—以往	7	以來—以往	1		
		於 _二 以往	1	以後—以往	7	以來—以往	1		
		從 _二 以往	1	以後—以往	7	以來—以往	1		

和化漢文における否定辭を伴う「サキ」について

出しにしばしば使用される文言である、「右(云々)」と類義の「以前」二・一九例「已前」二例は除外してある(次表において「その他」に分類した)。なお、「前」「以前」の構文的環境をより鮮明にするために、類似した語構成を有し、古字書にも採録されている「以後」「以降」「以来」「以還」「以往」の五語についても併せて調査を行った。その結果は、表VIに示したとおりである。本表は「以」字を前接させない「前」「後」などを単字型とし、「以前」「以後」などを熟字型として分け、更に「前」「以前」「後」「以後」などの直前に訓読される助字(「未」「自」「從」など)の種別と、和化漢文においては連体格助詞「ノ」と訓まれることが多く、主として連体修飾句を構成することを表す助字「之」の有無に注目して作成した。

それによると、まず単字型では「以降」「以還」「以往」各語に「降」「還」「往」などの単独例がなく、また「以来」についても「来」単独のものには僅かに二例に過ぎなかった。従って、単字型として頻用されたものは「前(サキ)」「後(ノチ)」「二語といふことができる。特に後者の用例数が圧倒的である。一方熟字型では、孤例の「以還」を除く「以前」「以後」「以降」「以来」「以往」の五語について相当数の用例が看取された。これによって、「前・以前」「後・以後」は単字型・熟字型何れにおいても使用されるが、「以降」「以来」「以還」「以往」は基本的には熟字型にて使用される用語であつて、それがために先述の如く古字書にも和訓訓み・字音読みを併載され易かつたのではないかと考えられる。

次に、直前に訓読される助字の種別について見ると、「後・以後」「以降」「以来」「以往」には「自」「從」「於」のように、助詞「ヨリ」と訓まれる(あるいは読み添えられる)助字が多数看取され、中でも「以後」「以降」「以来」には、「自今以後」(二〇例)「自今已後」(九例)「從今以後」(四例)「自爾以降」(三七例)「從爾以降」(二例)、「自爾以来」(一六例)の如くに、パターン化された常套的な構文が正に頻用されているのである。これに対して、「前・以前」には「自」「從」「於」は皆無であつて、専ら否定辞「未」「不」「無」が前接するようである。これは語法的あるいは意味用法的に見て、「前・以前」の直前に「ヨリ」を読み添える割合が、「以後」「以降」「以来」に比して格段に低かつたことを表し

ているものと考えられる。⁽⁹⁾『前田本色葉字類抄』(下巻・サ・暈字門)に「サキツカタ」、「観智院本類聚名義抄」(仏上・三七)に「サキ」とある。「以往(已往)」は、「以前」と類義関係にあるとも考えられるのであるが、「自」「従」「於」が看取される上に否定辞が全く存しない如く、「以前」とは意味用法上明らかな相違が存するようである。ただ、およそ「○よりノチ△△よりマエ」の意を表し、前後の時間を指示しつつ、ある時間的な範囲を限定する場合に用いられる、対句的構文の「――以後――以前」「――以後――以往」「――以降――以往」「――以来――以往」における語句の組合せによれば、「――以後――以前」と「――以後――以往」との関係から、「以前」は「以後」を媒介として間接的に「以往」との繋がりを有しているようである。しかし、「以往」が「以後」「以降」「以来」の何れもと対を成すのに対して、「以前」は僅かに「以後」とのみ対応するように、やはりもつと限定的な意味用法を担っていることが推察できるのである。⁽¹⁰⁾

また、当該構文において連体修飾句を構成する助字「之」の有無を観察すると、「以来」「以還」「以往」にはこれが皆無であるのに対して、「前・以前」「後・以後」「以降」については相当数が認められた。筆者は、この「之」字こそ形式名詞であることを示す、最も端的な指標の如くに考えているものであるが、しかりとすれば「之」字の使用される割合から推して、単字型の「前」「後」については言うまでもないことであるが、熟字型の「以前」「以後」「以降」も亦、やはり形式名詞に準ずる用語として、当代人に意識されていたに相違ないのである。就中、否定辞を伴う「以前」についてその傾向が強く、単独の「前」に比較的近いものと捉えられていたのではないかと推測される。これは、例えば同一文書の近接する部分において、類似の文脈「年月ヲ積マザル以前」「数年ヲ積マザル前」の中で使用される「前」「以前」が指摘できること(用例⑨、但し、本例に助字「之」は介在しない)によつて、容易に窺い知られるところである。

⑨ 自余庄庄加納隆俊年来不申出、経兩年了者、不積年月以前、早早可糺返副置御者、為大仏原御勤也、設雖被立新庄、何拔取本免、可被加新庄哉、況不階新庄者、為大仏御有損、為威儀御又无益、老少不定、遲因・隆俊存日不積数年前、

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

被糺返副置者、将仰憲法之貴、(東大寺堂司暹因申文案、応保二年へ一六二〇閏二月二日)

しかしながら、否定辞を伴わない単字型(「—前」「—之」前)と熟字型(「—以前」「—已前」)に限り、「前」⁽¹⁾「以前」の連体修飾語(直前に訓読される語)の品詞に着目して分析してみると、名詞の占める割合が単字型では全五例中二例(四〇%)であるのに対して、熟字型においては全九四例中八〇例(八五・一%)であるように、圧倒的に熟字型における割合が高いのである。これによって、熟字「以前」の方が「前」単独よりも名詞接続の職能をより強く担っていることが分かる。ただ、同様に名詞接続を中心としながらも、単字型が、

⑩三日之前申送政所、(天台座主良源起請、天祿元年へ九七〇)七月一六日)

⑪三年前、不可有相違、有若相違半、可弁者也、(下道延貞子戸主売券、承安四年へ一七四)二月二日)

のように、大略現在という時点から「三日」ないしは「三年」という期間を経た前の時点へと、一足飛びに遡らせる際に使用されているのに対して、熟字型の方は、

⑫来年四月以前奉写畢、即奉上、不敢損失、(最澄書状、弘仁三年へ八一二)一〇月二六日)

⑬今月廿八日以前交易進上、用途有限、不得闕怠、(官宣旨案、嘉承二年へ一一〇七)二月)

⑭養母以今年七月十一日死去已了、而間、養母以前彼男死去、(大和国大式荘田堵秦正友解、天治二年へ一一二五)八月二九日)

⑮此旨去比御進発以前仰置之□右兵衛督(平信範書状案、仁安二年へ一一六七)

の如く、過去へ遡及する基点となる「来年四月」「今月廿八日」という具体的な年月日や、ある時点で行われる「養母(が死去する)」「御進発(する)」などという行為を明示して、それよりも以前であることを表す際に使用されているのである。言わば、単字型の前には「期間」が、熟字型の前には「時点」が提示されるわけであって、ここに「前」と「以前」との、そもその意味用法上の差違を看取することができるのであるが、この違いを生み出している要因は、『助字辨略』

に「不為義也」と説明され、従来等閑視されることが多かった助字「以」であることは言うまでもない。

II 「無仰以前」の分布

さて、第三節に取り上げた諸資料の中で、院政時代の『高山寺本古往来』に、他資料には一例もその例を見なかった「無(无)——以前」構文が看取された。すなわち、同資料における否定辞を伴う「以前」は、和化漢文では一般である「未——以前」構文の一例(用例⑩)を除き、全四例中三例までがこの構文なのである。何れも「無(无)仰以前」の如き定型表現であった。

⑩然^{シカレキ}而^キ無^キ仰^ニ・以前^ニ班^シ給^ハ一^ニ面^ノ駈^キ使^シ・並^ニ所^ノ部^ノ下^ノ人^ニ等^ニ先^ニ畢^ス(二八行)

⑪為^ス三^ノ弁^ニ・名^ノ分^ノ之^ノ公^ノ事^ニ・御^ノ書^ニ未^レ到^リ・以前^ニ已^ニ以^テ參^ル・府^ノ如^ク此^ノ之^ノ處^ニ(五一)

⑫須^ス・无^キ仰^ニ以前^ニ進^ミ・參^ル・少^シ僧^ニ・上^リ・啓^ス・心^ノ事^ニ可^ク蒙^ル・處^ニ分^ル(二三〇行)

⑬然^ル所^ノ被^テ仰^テ・御^ノ祈^ノ願^ノ之^ノ事^ニ无^キ仰^ニ以前^ニ更^ニ无^キ懈^ス怠^ス(二九五)

そこで、本項ではこの些か奇異とも言える「無——以前」構文がいつ頃、どのような過程で生ずるに至ったかという問題を中心に据え、前項に取り上げた「前」「以前」に関する総ての構文の成立・展開について、通時的に跡付けを行つてみることにした。資料は同様に『平安遺文』を用いた。

それによると、「未——」之「前」「未——以前」の二構文が、既に平安初期の九世紀から拾われるのであるが、

⑭從^テ聚^リ落^シ還^ル来^リ、先^ニ洗^ハ浴^ス、經^テ五^ノ箇^ノ日^ノ方^ニ入^リ堂^ニ、未^レ洗^ハ沐^ス之^ノ前^ニ、当^テ於^テ礼^ノ堂^ニ修^メ行^ハ而^{シテ}已^ニ、(禪林寺式、貞觀一〇年 八六八) 一月)

⑮而^{シテ}今^ニ或^シ仏^ノ弟^ノ子^ニ等^ニ、于^テ至^リ長^ク打^ツ畢^ス法^ノ事^ノ創^メ、都^テ不^レ上^リ堂^ニ、事^ノ之^ノ中^ノ間^ニ僅^ク參^ル、未^レ竟^ス以^テ前^ニ即^シ却^リ、又^{シテ}至^リ於^テ唄^ノ散^ス・諷^ノ誦^ノ之^ノ節^ニ、(同右)

右の如く、同一資料『禪林寺式』内に、否定辞「未」から助字「之」を介して单字型の「前」に承接するものと、助字「之」を介さずに熟字型の「以前」に承接するものが見出されるので、この二様の構文が和化漢文の基本的な構文の如

くに考えられる。正格漢文に僅かながらも看取された「未——前」構文は、一〇世紀中葉の『天台座主良源遺告』（天祿三年（九七二））が初出であって、和化漢文側には長く浸透しなかった構文であることが判明した。和化漢文においては、空間的意味用法を表す「マヘ」と区別するために、これと紛れやすい単字型の「前」には助字「之」を付加したり、より明確に時間的意味用法を指し示す、熟字型の「以前」を「サキ」として採用したのではないだろうか。また、同じ頃『清胤王書状』（康保三年（九六六））に「無——以前」構文が拾われた。一一世紀に入ると、『山城国乙訓郡司解』（長久四年（一〇四三））から「無——前」構文、『官宣旨案』（承保三年（一〇七六））から「未——」之」先」構文、『若狭守護原通宗解』（永保元年（一〇八一））から「未——」之」以前」構文、『伊勢国司解』（永保三年（一〇八三））から「不——以前」構文、『鴨御祖大神宮申状案』（寛治四年（一〇九〇））から「不——」之」前」構文が認められ、更に一二世紀には、『伊賀国黒田荘勸注状』（天永三年（一一二二））から「無——」之」以前」構文、『大和国目代下知状案』（平治元年（一一五九））から「不——」之」以前」構文、『東大寺堂司違因申文案』（応保二年（一一六二））から「不——前」構文（先掲用例⑨）が看取されるに至る。概して時代が降るに従って、次第に基本的な構文から外れた多様なヴァリエーションを呈するようになるのであるが、大局的に見ると、（A）上代資料の『古事記』『風土記』から拾われる「未——以前」構文に、それまで専ら単字型の「前」にのみ用いられていた助字「之」が介入することによって、平安後期末頃（一〇八一年）に「未——」之」以前」構文が成立し、これ以後熟字型の「以前」への助字「之」の介入が顕著になること、（B）それまで基本的な構文に用いられていた否定辞「未」字ではなく、「不」字と「以前」とが連動する「不——以前」構文が同時期（一〇八三年）に発生し、これ以後否定辞「不」を伴う構文が多用されるようになること、（C）漸増する時間的意味用法を表す「前（マヘ）」との弁別のためか、あるいは次第に多様化する「以前（イゼン）」との差別化を図るためか、これまでは唯一上代資料の『日本書紀』にのみ拾われた「未——」之」先」構文が、やはりこの時期（一〇七六年）から改めて看取されるようになること、などに窺われるように、何れも一一世紀に重大な構文上の変容が行われていることに徴して、

平安後期以降和化漢文資料に対して、他位相の言語資料（特に和文資料）からの影響が相当繁くあり、同時に和化漢文資料内部における独自の変容が盛んに行われた如くに推察されるのである。

なお、問題の「無——以前」構文と類似の「無——前」「無——」之「以前」構文は、右述のように初例が平安中期（九六六年）に認められて以降、院政時代の一二世紀中葉（一一五一年）まで散見することが分かった。その殆どは、

⑲件屋無仰以前、申事由修理進、因之以去夏之比、文□所檜皮可運上之由、度度差遣使者、即可上之由申諾、（清胤王書状、康保三年（九六六）九月一日）

⑳右、去年十二月四日御下文同廿九日到着、任御下文之旨、住人等各企加作勤者、於兼算者亦御庄罷預之後、無仰以前從隣国浪人招寄候之處、弥有此仰者、（越後国石井莊司兼算解、天喜五年（一〇五七）二月一日）

㉑忌日事無仰以前、所令沙汰候也、僧前相儲候、講師可請中室伊豆堅者之中候也、（安房守某書状、元永二年（一一一九）五月二日）

㉒於今者無仰以前、作進京都、於□悪者、可返遣之由、兼所令下知□也、（僧定寛書状、仁平元年（一一五一）のように、『高山寺本古往来』と全く同一の定型表現「無仰以前」であって、『高山寺本古往来』のかかる表現の出自が

同時代の古文書類にあつたことが知られるのであるが、しかしながら『平安遺文』にはこの表現がなかなか定着し切らず、かなりの期間動揺し続けた形跡が窺われる。すなわち、

㉓然而偏依佈申御威、可停止色色切物臨時雜役、又從無仰前、專無切充公物、（山城国乙訓郡司解、長久四年（一〇四三）二月二八日）

の如く、構文は異なるのであるが、熟字型の「以前」を単字型の「前」に替えて、更に「從」字に返読し、「仰セ無キ前ヨリ」と訓ませる例や、

㉔右兼仰事以前、雖催仰、去年進故内膳正美最二端返抄不下給之由、申□□□更不弁申侍り、（若江田所請文、長元五年（一一〇一）

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

〇三二〇五月一日

⑳右蒙仰以前可進上、還依老親所煩遲、同隨身參上而已、(同右)

㉑仍無此論之以前、遮載三箇村之名哉、(伊賀国黒田莊勘注状、天永三年(一一二二)九月)

㉒抑東大寺御封事、便補同事候、然而不蒙仰以前、大略充行候了、仍可令成進見下廳宣候也、雖似背仰、且御推察可候、
(伊豫守高階盛章書状、久安四年(一一四八)四月一七日)

㉓於高野伝法院庄領者、兵糧米并雜事不被仰下之以前、令免除候了、(紀伊国守護豊嶋有経請文案、元暦元年(一一八四)八月二十九日)

のような、御上からの「仰(オホセ)」の有無に関する諸例の存在である。用例⑳㉑は、「仰セ事以前二」「仰セラ蒙ル以前二」と訓読されるように、「以前」の語義を十分に活かした正しい論理関係を示しているものと思われるが、用例㉒㉓③①は「此ノ論無キ以前二」「仰セラ蒙ラザル以前二」「仰セ下サレザル以前二」と読まれる如く、全く正反對の「無仰以前」同様の非論理的関係を呈しているのである。つまり、事実関係は全く同一でありながら、一方は否定辞を伴い、他方は伴わないのである。このことは、かかる「無——以前」構文が、当時和化漢文において広く行われていた、否定辞「未」を伴う「未——以前」「未——」之「前」構文の形態とその論理関係とに引かれて、これを模倣することによって新たに案出されたものであることを示唆しているのではあるまいか。

五、むすびに代えて——否定辞を伴う「ホカ」——

ところで、和化漢文資料においては、ある範囲の外側の部分を表す形式名詞「外(ホカ)」に、「サキ」同様に否定辞を伴う、一見して非論理的な用法が看取される。⁽¹²⁾

㉔大炊天皇之世、天平寶字七年癸卯冬十月十日、不慮之外、敢其妹来以皮櫃寄姉而往之。(日本靈異記、中巻・四二縁)

③③ 入_レ海_レ溺_レ死、逕_ニ七_々日_ニ而_レ為_ニ齋_レ食、報_レ恩_レ既_レ畢。不_レ思_レ之_レ外、何_レ活_レ還_レ來。(同、下卷・二五縁)

③④ 我_レ不_レ計_ル之_レ外_ニ忽_ニ遭_レ蜂_レ難_ニ離_レ家_ニ浮_レ蕩_{シテ}無_レ歸_{スル}所_ニ(觀_レ智_レ院_レ本_レ注_レ好_レ選、上卷・二四ウ3、「計」字加点の「ル」は本来「不」字右傍にあるべきか)

の如くに、基本的には「不——」[之]外」構文であつて、否定辞「不」を伴つて「思ハザル外ニ」などと訓読されるに
もかわらず、実際には否定辞を伴わない「思ヒノ外ニ」とほぼ同様の意に用いられる定型表現である。⁽¹³⁾ 管見によれば、
正格漢文資料には否定辞を伴う「ホカ」はなく、従つてかかる定型表現も亦皆無であつた。⁽¹⁴⁾ そこで、最後にこの否定辞
を伴う「ホカ」を取り上げて、そこに用いられる構文の成立・展開を概観してみたい。但し、詳細は別の機会に論ずる
所存である。

さて、『平安遺文』の分析によれば、

③⑤ 而_レ間_レ以_レ去_レ廿_一日_レ夜、不_レ慮_レ之_レ外、公_レ重_レ私_レ宅_レ強_レ盜_レ來_レ入、殺_レ害_レ已_レ畢、(河内龍泉寺資材帳写、承和二年(八四三)二月(二六日))

③⑥ 右_レ件_レ所_レ領、從_レ馬_レ大_レ夫_レ夷_レ遠_レ孫_レ女_レ房_レ之_レ手_レ買_レ得、無_レ他_レ妨_レ領_レ知、而_レ不_レ慮_レ之_レ外_ニ身_レ受_レ重_レ病、數_レ年_レ之_レ間_レ惱_レ乱、(大法師某処分状、承曆三
年(二〇七九)一〇月五日)

③⑦ 右、件_レ田_レ畠、依_レ為_レ行_レ兼_レ相_レ傳_レ之_レ私_レ領、所_レ讓_レ進_レ實_レ也、但_レ於_レ本_レ券_レ者、行_レ兼_レ之_レ舍_レ弟_レ之_レ僧_レ忠_レ範_ニ預_レ置_テ、且_レ他_レ国_ニ移_レ住_レ之_レ程、不_レ
慮_レ之_レ外_ニ件_レ僧_レ既_レ死_レ去、(平_レ行_レ兼_レ私_レ領_レ讓_レ状、仁平二年(一一五二)三月八日)

のように、平安初期の九世紀以来、平安時代を通じて「不——」[之]外」構文(「不慮之外」中心)が満遍なく看取される
のに対して、「不——外」構文(「不慮外」中心)が一般的になるのは、かなり遅れて一二世紀末の『栄山寺別當実経置文』
(承德二年(一〇九八))あたりからであるので、否定辞を伴う「ホカ」の基本構文はやはり「不——」[之]外」であるこ
とが知られる。総て単字型の「外」であつて、熟字型の「以外」が用いられることは全くない。助字「之」を介在させ
る割合は、否定辞の有無に関わらず約七五%と高率であるため、「ホカ」はかなり明確に形式名詞として意識されていた

ものと思われる。「不慮之外」「不慮外」以外には、「不意之外」「不凶之外」と「不意外」（一例のみ）が認められるが、一一世紀初頭あたりから僅かに拾われるに過ぎない。従つて、中核をなすのはやはり「不慮之外」なのであつて、否定辞を伴う「ホカ」は定型表現「不慮之外」から出た、と言うより「不慮之外」そのものだと言つても過言ではないのである。前節までに述べた否定辞を伴う「サキ」が、結果的には様々な構文を有するに至るのに比して、「ホカ」が極めてシンプルな構文を保ち続けた理由は、「サキ」にはそもそも訓法の変化が行われることになる、所謂再読字の「未」字が用いられており、加えて単字型の「前」と熟字型の「以前」が併用されるのに対して、「ホカ」にはもともと「不慮之外」表現より他には存在しなかつたからであろう。この点は、否定辞を伴う「サキ」「ホカ」両語の言語的環境が大きく相違するところである。

この「不慮之外」表現が成立した要因としては、当時広く「――」之「外」構文が行われていたことが前提となるのは言うまでもないが、

③⑧然不慮之間同天永三年九月廿八日未時許彼保焼亡、（平資孝文書紛失状、永久三年へ一一一五）四月二六日、（ママ）は鈴木注）

③⑨不慮以去九日戌時許、放火狩庭大野處、称封民等所為、（筑前国観世音寺領大石山北封并把岐莊司等解案、康治三年へ一一四四）正月一日）

④⑩若至于末代、雖不慮之爭論出来、全不可令承引、（度會神主某讓状、寿永元年へ一一八二）二月一九日）

④⑪右以今年十一月廿五日慮外災火出、七間二面瓦葺供所屋焼亡之次、檜皮葺十一間雙子倉焼亡已了、（造東寺年終帳、長保二年へ二〇〇〇）二月二九日）

④⑫以去年七月中、慮外為敵被殺害也、（多武峯妙樂寺解、治安四年へ二〇二四）三月九日）

に拾われる、「不慮之外」「不慮外」同様に、主に不都合なこと（悪事）が出来た際に使用される、「不慮」「慮外」二語

の影響が色濃いのではないかと思われる。⁽¹⁵⁾ 両語は『三卷本色葉字類抄』にも「不慮フリヨ」(黒川本、中巻・フ・豊字門)、
「慮(去)外(乎)同(鬪亂部)ノ不慮詞ノリヨクワイ」(前田本、上巻・リ・豊字門)の如くに登載されている。とりわけ、「不慮」は用
例⁽³⁸⁾のように、全二〇例中一一例が連体修飾句を構成しており、助字「之」を介して形式名詞(「アヒダ」「コト」)に承接
するケースも看取されるのであって、論理性を度外視した「不慮之外」が図らずも生み出される条件は、既に十二分に
整っていたのである。

なお、一二世紀の末、院政時代も後半に至ると、否定辞を伴う「ホカ」にも上記定型表現以外の様々なタイプが現れ
てくる。初出は用例⁽⁴³⁾の『鳥羽天皇宣旨案』(保元三年(一一五八))である。

④③ 背宣旨不善之輩、不_レ経奏聞之外、不及私力矣、(鳥羽天皇宣旨案、保元三年六月二〇日)

④④ 寺家有訴之時、別當触示長者、随彼許諾、所司等相共令開檢封、不廻時日、早可返納、不_レ及大事之外、於正文者不可
出寺門、令書案分、宜歴沙汰也、(天和国荣山寺文書奉納状、永暦元年(一一六〇)一〇月二〇日)

④⑤ 不_レ被免院勸之外、一期之間、不可出山内云々、(僧文覚起請文、元暦二年(一一八五)正月一九日)

④⑥ 右、非_レ寺大事之外、任私心不可住聚落也、但自身有大事之時、普令触知寺僧、随許否令進退矣、(同右)

用例⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾⁽⁴⁵⁾は、論理的にはそれぞれ「経奏聞之外」「及大事之外」「被免院勸之外」とあるべきところであるが、「不——
」之「外」構文に引かれて否定辞「不」を付加しているものと考えられる。就中、用例⁽⁴⁶⁾はこの構文が新たに否定辞「非」
をも採るようになったことを示唆するものであって、院政時代を中心に、和化漢文所用の形式名詞が意味用法上大きく
変容していることを窺い知ることができる。⁽¹⁷⁾

注

(1) 拙稿「和化漢文に於ける形式名詞の新生と分化について」鎌倉時代語研究一七(一九九四年五月、武蔵野書院)、「和化漢文

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

における時の形式名詞について」鎌倉時代語研究一八（九五年八月）、「和漢混淆文における時の形式名詞について」新大國語二二（九六年三月）。

- (2) 宮地裕「否定表現の問題——「できない前」という表現を中心に——」言語生活九五（五六年八月）、松村明「……しない前に」実践國語一七—一九三（五六年一月）、松延市次「焼ける前」と「焼けない前」『講座現代語6』（六四年、明治書院）、川上葵「焼けない前の火の用心」日本語四一九（六四年一〇・十一月）、西谷元夫「表現上の問題点二つ」解釈一九一五（七三年五月）、永田友市「ころばぬ先の杖」所感」解釈二〇—二二（七四年二月）、川上誓作「マエニ」の前の肯定と否定」大阪大学文学部共同研究センター・共同研究論集三（八六年一月）など。

- (3) 柏原司郎「焼けない前」と「焼けぬ先」と「北海道教育大学・語学文学一〇（七二年三月）」。この他古典資料を取り上げて述べたものとしては、『万葉集』の用例を検討した濱田敦「肯定と否定——うちとそと——」国語学一（四八年一〇月）、『源氏物語』を中心とした和文資料について、詳細かつ丁寧に分析した三宅清「ぬ前」考——源氏物語を中心として——岡山大学教育学部研究集録八一（八九年七月）などがある。

- (4) 例えば、文永一二年（一二七五）の書写識語を持つ東大寺図書館蔵『華嚴経伝記』全五巻には、単字にて「サキ」もしくは「マへ」と訓まれる「前」字が三二例看取されるが、このうち二三例に全訓付訓・部分付訓（最終音節）が見られ、その訓みを確定することができる。それによれば、

○永（上）「淳」前卒（卷五・九四行）

○延首「牀前」・（卷四・三五行）

の如くに、「サキ」「マへ」はそれぞれ時間的意味用法と空間的意味用法とに截然と区別されているようである。一例のみ時間的意味用法を表す「マへ」が拾われるが、

○將終「前日・乗」車向曹（平声）（卷二・一一一行）

本例は訓合符は存しないものの、熟字「前日」として処理できるので例外とされよう。本資料において所謂形式名詞として用いられる「サキ」は、ここに掲げた一例目と第二節に挙げる用例①の二例に過ぎない。これ以外の「サキ」と「マへ」は、総て一般名詞である。なお、既に上代資料より空間的意味用法（主として前方の意）にて使用される、名詞「サキ」が拾われる

ことを付言しておく。

- (5) 稻垣加奈子「否定辞を伴う「時の形式名詞」の国語史的研究」平成一〇年度新潟大学教育学部提出卒業論文（九九年一月）。漱石作品における否定辞「ナイ」を伴う「マエ」は、「一旦明治三六年発表の処女小説『吾輩は猫である』」に二例使用されるのであるが、その後の『草枕』『平凡』『虞美人草』『夢十夜』には拾われなくなり、再び『三四郎』以降遺作の『明暗』に至るまで連続して看取されるようになる。また、同期の森鷗外は『キタ・セクスアリス』『雁』に、漱石の影響を強く承けているとされる芥川龍之介は『芋粥』『杜子春』に、それぞれ一例ずつ見受けられるのであるが、漱石以前の二葉亭四迷・幸田露伴・尾崎紅葉の作品には皆無であつた如くである。

- (6) 『古事記』にはこれとは別に、

○上件自_レ国之常立神_{以下}、伊耶那美神_{以前}、并称_二神世七代_一。（同、上巻・五五行、類例は全七例）
の如く、時間的意味用法ではなく、「以下」との対で使用される「以前」が看取される。

- (7) 小林芳規「漢文訓読史上の一問題——再読字の成立について——」国語学一六（五四年三月）、拙稿「院政鎌倉時代に於ける和化漢文の再読字管見」「小林芳規博士退官記念国語学論集」（九二年、汲古書院）に詳しい。

- (8) 『平安遺文』の用例の抽出には、『CD-ROM版 平安遺文』（九八年、東京堂出版）の恩恵を蒙つた。ただ、同資料にはスキャンングに際するものと思われる誤字が存するため、用例は総て書籍版にて確認作業を行つてある。ただし、挙例に当たつては便宜的に表記を改めたものもある。

- (9) 『平安遺文』において確実に助詞「ヨリ」を読み添えるものは、関係する用例の中では次の二例のみであつた。

○然_レ而_レ偏依_レ怖申御威、可_レ停止色色切物臨時雜役、又_レ從_レ無_レ仰前、專_レ無_レ切充公物、（山城国乙訓郡司解、長久四年へ一〇四三へ一二月二八日）

○又時光娘死事、件女_{不_レ立}神判_{以前}与_レ利腹痛_之天三年と申_二死也者_一、（宇佐宮公文所問注日記、大治五年へ一三〇〇）四月一四日）

すなわち、前者は「仰無キ前ヨリ」、後者は「神判ヲ立テザル以前ヨリ」の如くに訓読されるものと考えられるが、何れも「前」「以前」の直後に「ヨリ」が訓まれる構文であることが分かる。

和化漢文における否定辞を伴う「サキ」について

(10) 用例④に掲げたように、『東大寺諷誦文稿』においても「以前」と「以後」の対が認められる。注(6)の如く、『古事記』においては「以下」との対が拾われたが、これは「以前」本来の用法とは相違するようである。

(11) 言うまでもないことであるが、否定辞を伴わない構文に限定する理由は、否定辞を伴う場合に形式名詞の直前に訓読されるのは、必然的にその否定辞の担う品詞に限られるし、仮にその否定辞の直前に訓読される品詞を対象とした場合にも、その殆どが動詞系語彙に限定されてしまうからである。

(12) 日本語文に否定辞を伴う「ホカ」が見受けられることについては、夙に注(3) 柏原論文に指摘がある。氏は、「ホカ」が否定辞を採る理由を「意外性の強調」(二一八頁)とされている。なお、「外」字を取り上げた先行研究に、栞竹民「漢語の意味変化について——「以外」を中心に——」鎌倉時代語研究一九(九六年八月)があるが、これは熟語「以外」の訓法・意味用法の変遷を捉えたものであって、形式名詞「ホカ」、就中その否定辞を伴う用法については全く言及されていない。論中「禁止、否定表現と共起する「以外」(一六五頁)という文言を用いていられるが、これは「以外」に否定辞を伴う形式名詞的用法が存在することを意味しているのではなく、「以外」と否定表現とが同文中に使用されて、「○○以外に△△してはいけない」のような文意に理解される事例が散見することを述べられたものの如くである。

(13) 『日本霊異記』『観智院本注好選』に看取された形式名詞「ホカ」はこれが総てであって、何れも否定辞「不」を伴う定型表現であった。しかし、『尾張国解文』『高山寺本古往来』の「ホカ」は、次例の如く何れも全く否定辞を伴っていない。和化漢文資料にも否定辞を伴うものと、さにあらざるものがあることが知られる。

○而所實取土毛供給正物之外已以三倍(真福寺本尾張国解文、二五一行)

(14) 正格漢文資料からも形式名詞「ホカ」が看取されるが、否定辞を伴う用法は見当たらない。

○且陳符(平)挑(平)已来(平)翻(去)宣(待) 經論(ヲ)除僧(之)外(ト) 君(平)贊(臣)贊(助)者(大慈恩寺三藏法師伝、巻八・三〇八行)

○自(水)雪(之)外(平)艱(平)整(途)万數(華嚴経伝記、巻一・一〇六行)

『淮南子』『孝経』『爾雅』『史記』『周礼』『春秋左伝』『説苑』『戦国策』『毛詩』『文選』『禮記』『呂氏春秋』『論語』など漢籍

資料や、仏典資料の『妙法蓮華経』からも発見できなかった。

- (15) 他に、語構成が近似する類義語に「不意」「不図」がある。以上四語のうち、「不意」は八世紀の『住吉大社司解』（天平三年へ七三二）から拾われるものの、「慮外」は『造東寺年終帳』（応和三年へ九六三）から、「不慮」は『藤原行成書状』（寛仁四年へ一〇二〇）から、「不図」は『紀伊国大傳法院僧徒解案』（仁安三年へ一六八）から認められる如くに、「不意」以外はあまり古い用例を採取できたと言い難い。なお、「意外」は『平安遺文』には全く見受けられないので、後世の用語の如くに思われる。「不慮」「慮外」のみの調査ではあるが、注(14)に取り扱った一六資料からも見出すことができなかつた。正格漢文においては一層稀な用語であることが分かる。しかし、『大漢和辞典（修訂版）』（大修館書店）にはこの四語総てが載録されており、出典も明示されているので、ここでは中国・日本ともに寡用ながらも実用されていたものと判断した。尚検討を要する点である。

- (16) 「不——」「之」外「不——外」構文は殆どが連用修飾句を構成し、正に副詞的に使用されるのであるが、「不慮」は全二〇例中一例、「慮外」は全一六例中三例、「不意」は全六例中四例が連体修飾句を構成するものであつた。「不図」は、次例の宣命に「図ラザルニ」と訓まれる如く、三例総てが連用修飾句を構成している。

○去治承四年十二月爾事起、不図爾自然爾□□□□□□□□堂舎波為灰燼利、仏像波焼損多利、(石清水奉幣宣命案、寿永二年へ二八三)五月一七日、□部分は字数不明)

- (17) 前掲注(1) 拙稿「和漢混淆文における時の形式名詞について」(新大國語二二) 参照。

〔付記〕

本稿は、一九九六年八月一二日開催の第二一回鎌倉時代語研究会夏期研究集会（於比治山大学）、及び一九九九年八月一二日開催の第二四回鎌倉時代語研究会夏期研究集会（於広島大学）での口頭発表に基づき、その後大幅に加除・訂正を行つて稿を成したものである。第二一回は研究集会終了後、原卓志・田中雅和・佐々木勇の三氏より（佐々木氏からはその後電子メールによる質問も戴いた）、また第二四回は席上前記田中氏から、終了後同じく原・佐々木の両氏から貴重な御意見・御教示を賜つた。

予定の紙数を大幅に超過することになつたが、やむなくかなりの論述・用例を割愛せざるを得なかつた部分もある。また、もと

もと数編に分けて公表すべきところを一本にまとめてしまったがために、構成上繁閑宜しきを得ないものとなった。大方の御批正をお願いする次第である。

末筆となったが、七七年の第二回から参加させていただいた鎌倉時代語研究会は、今年度(第二四回)を以て閉会となり、七九年の第二輯から拙論を掲載させていただいた『鎌倉時代語研究』は、今号(第二三輯)を以て最終号となった。万感の思いを込めて、学恩を賜った小林芳規先生を始めとして、一方ならぬ御厚情を戴いた諸先生・諸学兄に対し深甚の謝意を申し上げます。

(一九九九年一〇月二九日 成稿)